

令和5年第10回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年10月27日(金) 午前8時55分～11時00分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田浩二
会長代理	11番	久木山純広
	1番	池田善之
	2番	蓑手幹夫
	3番	樋ノ口正信
	4番	川畑千秋
	5番	西美香
	6番	木場由美子
	7番	野元京子
	8番	古賀久美子
	9番	西村四男
	10番	外薊健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園宗男
串木野地区2	井手迫正博
市来地区	永井美治

出席職員 後潟局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (5番 西美香 委員 ・ 6番 木場 由美子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第24号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(3件)について

日程第2 報告議案第25号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法(71件)について

日程第3 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第4 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(5件)について

日程第5 議案第53号 非農地証明願(1件)について

日程第6 議案第54号 農用地利用集積計画書(一括方式)(新規6件)について

日程第7 議案第55号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)について(68件)

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和5年第10回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長よりあいさつをお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 会長どうもありがとうございました。それでは、令和5年第10回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず、事務局の方から本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員数12名、全員出席で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それではお手元の会次第に従いまして、進めてまいります。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行いたいと思います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 それでは本日の議事録署名委員につきましては、5番 西 美香 委員、6番 木場 由美子 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。日程第1報告議案第24号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第24号農地法第18条

第6項の規定による合意解約通知は、3件5筆 2,197 m²で基盤強化法の合意解約です。1番と2番は、後程 24 ページの日程第6議案第54号 農用地利用集積計画書案一括方式にて新たな耕作者と中間管理事業を活用して契約を行うための合意解約です。3番は、来月以降に一括方式で契約を行う予定です。よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局の説明がありました。今回は3件ということです。皆さんの方から何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑なしということですのでお諮りします。日程第1報告議案第24号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知3件につきましては、通知のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第24号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知3件につきましては、通知のとおり受理することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第25号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(中間管理法)分についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。すみませんがご退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

2ページをお願いします。日程第2報告議案第25号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は、71件79筆 55,613 m²です。1番は後程 10 ページの日程第3議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請にてご審議いただくための解約です。2と3番は、農地の条件が悪く、耕作ができなくなったための解約です。4から71番は、後程 25 ページからの日程第7議案第55号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書にてご審議いただくための解約です。貸人から中間管理機構への貸出しについての変更はありません。

ん。よろしくお願いします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。今回は件数が大変多ございます。ほとんど、レタスを作っている〇〇が、串木野地域から手を引くということで、途中で解約をしてお返しをして、また後の耕作者に貸し借りの手続きをするという関係で、たくさん出ているところでございます。皆さんから何かご質疑ございませんか。

蓑手委員

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

蓑手委員

2番蓑手です。ちょっとだけお尋ねをいたします。うちの所でも、20haの中間管理機構の契約をした関係で、今年の12月に次年度以降の経営意向調査をすることにしているんですけども、2番と3番は、他の方とは違う形で、次の相手が見つからないような解約になっているんですが、中間管理機構は途中解約可能なのかなと感じたものですから、その見解をお聞きしようかなと思っているんですが。

棚町主査

はい、よろしいでしょうか。

議長

はい、どうぞ。

棚町主査

中間管理機構としては、途中解約をして地主さんと耕作者と両方からの合意が得られない場合には、片方でも合意解約をしていただいています。今回は貸人と借人両方からの解約ですので、全部合意解約が完了することになります。先日研修会がありまして、その中で今後中間管理機構が合意解約をする場合には、いかなる理由があっても、1年分の賃借料を支払って解約になるということを聞いております。今回まではこれで途中解約ができると思います。

蓑手委員

この前の研修の時には説明の中で、中間管理機構が次の借人が見つからなかった場合に最高3年間かな、預かるということで、後はお返ししますよということで説明を聞いている中で、中間管理機構が抱えている保全管理地の管理作業が大変だということで、地元の方々にお願いをしているんだということでした。10年間契約でも双方が合意すればいいと理解していいのかなと思って。

棚町主査

はい、よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

棚町主査 先日中間管理機構の研修会がありまして、貸主の方にずっと賃借料を支払わないといけない負担があるそうです。今後は1年間だけ様子を見て、耕作者が解約をしても地主さんには賃借料をお支払いしますが、それ以降は預からないということで、来年度以降変更していくと聞いております。

議長 今回は、貸主の方も合意解約をするということですか、この2番と3番は。

棚町主査 はい、両方からの合意解約が出ております。

蓑手委員 ということは、土地の所有者へ契約がなかったものということに最終的には戻るということですか。

棚町主査 はい、元々の地主さんが自作の状態に戻るということになります。

蓑手委員 今日また荒川下の中間管理機構の説明会を開催するものですから。我々が去年説明を受けた時には、10年間は契約が続いて、途中で変わってもいいから次の貸人を見つけて継続しなさいと言われたものですから。そういうことにならないとすれば、即地主さんの自作に戻るということですか。

棚町主査 1年間だけですね、公社が預かるのは。

蓑手委員 そういう格好で戻るということですね、はい、わかりました。

議長 他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 他にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第2報告議案第25号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知農地中間管理法分71件につきましては、通知のとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第2報告議案第25号

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知農地中間管理法分 71 件については、通知のとおり受理することで決定をいたしました。○委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第 3 議案第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は 1 件です。それでは事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

日程第 3 議案第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。今月の申請は 1 件です。10 ページをご覧ください。No. 1 についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ所有する農地を、贈与により譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。申請地は譲受人が今まで耕作をしておられます。先程日程第 2 報告議案第 25 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の 1 番でご審議いただきました農地です。譲受人は所有する農地と借入地を全て耕作しておられます。調査は【正】を外菌委員、【副】を野元委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

10 番外菌です。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 1 について、10 月 21 日午前 9 時より譲受人立合いのもと、野元委員と私が調査を実施いたしましたので報告いたします。申請地の位置図は 10 ページ、11 ページになります。申請地は現在まで譲受人が牧草を作付けしており、今後も年間を通じて作付けしていく計画です。労力は 1 人ですが、弟が近くにいるため繁忙時期には手伝いがもらえるとのことでした。農機具は背負い動噴、トラクター、反転機、ロールベアラー、ラッピングマシーン等必要な機械器具類は所有されており、自宅からの通作距離は 15 分程度、牛舎から 1 分で、特に問題になるようなことはないと見て参りましたが、皆様のご審議宜しくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局の説明と現地調査の報告がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようですので、お諮りします。日程第 3 議案第 51 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 1 件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請1件につきましては、申請のとおりに許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第4議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は5件です。5件全てについて事務局の説明及び現地調査の報告が終了した後に、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第4議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請(5件)についてであります。12ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

古賀委員

8番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、10月21日(土)午前8時15分より、代理人の行政書士立会いのもと、久木山委員と調査をしましたので報告いたします。資料の12ページ、13ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種低層住居専用地域内にある農地で、転用目的は現在借家住まいで手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことです。資料の申請地西側は田と畑になっておりますが、現状は雑種地です。東側は道路、西側は雑種地、南側は道路、北側は道路と雑種地です。被害防除計画書の造成計画は、現状のままで利用します。これに伴う被害防除策は、擁壁を設けます。申請地の周囲に農地はなく、被害を及ぼす恐れはありません。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は50cmの側溝に放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理をすることになっております。資金調達計画は融資で、工事計画は11月から6年3月迄となっております。融資証明書、仮換地指定通知他5条申請の備考欄に記載してあります書類等添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。次にNo.2について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.2についてご説明いたします。14 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であり、1月からいちき串木野市で働くにあたり、利便性の良い申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について調査報告いたします。10月25日午前8時50分より、代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と調査を実施いたしました。資料の14ページから15ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にあります。来年1月から本市で働くにあたり、申請地を買い受けて住宅を建築したいとのことです。周囲に農地はありません。土地造成は整地のみ行い、境界はブロックにて擁壁を設け、土や雨水等が隣接地に流出しないようにします。建築物は平屋建てにし、隣接地から1m以上離して建築し、周辺地に対する日照・通風等に特別な影響を及ぼさないようにします。用排水計画として、用水は公共上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理後道路側の側溝に流します。西は市道、東、南、北は宅地です。許可後すぐに着工したいとのことです。備考欄に添付書類が記載されています。私共としては、何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。それではNo.3について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.3についてご説明いたします。16 ページをお開きください。譲受人は周囲に住宅地が形成されているため、アパート入居の需要を見込み、共同住宅1棟の建築及びそれに伴う駐車場を整備したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

井手迫推進委員

ちょっとすみません。15、16 ページの資料がきているんですが、これは何ですか。

松原主査

それは、8月分の議案の差替えです。その他のところで説明いたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、10月23日午前9時50分より代理人行政書士立会いのもと、樋ノ口委員と調査を実施しましたので報告をいたします。資料は16ページから17ページを参照してください。申請地は農地区分第3種農地で第1種中高層住居専用地域であり、転用目的は周囲に住宅地が形成されており、アパート入居の需要があり、共同住宅1棟を建築し、それに伴い駐車場を整備したいためです。土地条件は転用に合致しています。許可後12月に着工します。資金は融資でまかないます。西に畑があるが、緩衝地を設けます。駐車場は北側に11台、共同住宅側に8台を予定しています。用水は公共上水道、雨水排水は市道側溝に放流、汚水は下水道に流します。付近の状況は北は宅地、南は雑種地、西は畑と宅地、東は市道です。境界に擁壁、ブロック積みをして、土砂の流失を防ぎます。被害防除計画書他の添付書類については、5条申請の備考欄に記載してあります。以上特に問題はないと見て来ました。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。次のNo.4について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.4についてご説明いたします。18ページをお開きください。譲受人は、申請地に隣接する宅地を別荘地として購入するにあたり、駐車スペースが小さいため、申請地も買い受けて、友人やその家族も利用をできる駐車場として使用したいための申請であります。購入予定の宅地だけで524.9㎡で500㎡を超えておりますが、一般住宅ではなく別荘としてそのまま使用し、大勢での利用を考えております。また、1～2台駐車できるスペースは、庭として皆でバーベキュー等の利用を考えており、駐車場は足りない状況で、理由書が添付されております。本申請の許可と同時に、宅地の購入を予定しております。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を池田委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしく願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

池田委員

1番池田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4についてを説明いたします。10月23日午前8時45分より、代理人の行政書士立会いのもと、木場委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は第3種農地で、第1種中高層住居専用地域です。位置図は18ページから19ページを参照してください。転用の目的は、申請地に隣接する宅地を別荘として購入するにあたり、駐車スペースが小さいため、友人やその家族も利用できる駐車場として使用したい

めです。駐車台数は6台を予定しています。譲受人による事業計画書、残高証明書等第5条申請の備考欄に記載されている書類が提出されています。申請地の周囲に農地は無く、北側と西側が宅地、南側と東側は道路です。申請地は草払いの後に現状のまま駐車場として利用し、雨水などの排水は申請地東側にある水路へ放流するとのことでした。許可が下り次第手続きを進めるとのことです。以上のことから何ら問題は無いと考えます。皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。次のNo.5について事務局の説明をお願いします。

松原主査

No.5についてご説明いたします。20 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種住居地域にある農地であります。調査委員は【正】を川畑委員、【副】を西委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5について調査報告をいたします。10月25日(水)午前9時15分より、行政書士、西委員と私で調査をいたしました。場所等につきましては資料の20ページから21ページを参照して下さい。譲受人は鹿児島市内で借家住いをされており、申請地を買い受けて自宅を建築したいとのことです。農地区分は第3種農地第1種住居地域で、麓地区土地区画整理事業区域内です。造成計画は現状のままで使用し、宅地境界に土留めブロックを設ける計画です。用排水計画としまして、用水は公共上水道、雨水は集水桝を経て西側道路側溝へ排水、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理後西側道路側溝に排水する計画です。申請地周囲の状況は、東側宅地、西側道路 南側の地目は田ですが、現状はビワ等果樹を植えてあります。北側も地目は田ですが、現状は雑種地です。南側果樹地におきましては、1.5mの緩衝地を設けるので日照、通風等問題はないと思います。資金は銀行融資で、許可後11月末にでも着工したいとの事でした。被害防除計画書等提出書類は、資料の備考欄を参照して下さい。私共の調査では何ら問題ないと判断しましたが、皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。以上でNo.1からNo.5まで、事務局の説明と現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入りたいと思います。まず12ページ、13ページのNo.1について、皆さんの方から何か

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次に 14 ページ、15 ページのNo.2 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございます。次に 16 ページ、17 ページのNo.3 について何かご質疑ございませんでしょうか。ちょっと私の方から質問してよろしいでしょうか。共同住宅ということなんですけど、何戸を予定しているんですか。

西村委員 16 戸です。

議長 2 階建てですか。

西村委員 そうですね。高さが 8 m 以内で、日照の関係であまり高くしないということです。

松原主査 すみません。

議長 はい、どうぞ。

松原主査 部屋数は、10 戸です。

議長 部屋数は 10 戸ですか。

樋ノ口委員 立会いの時は、16 戸と言われましたけど。

松原主査 図面を見ると、10 戸なんですけど。1 階と 2 階とそれぞれ入れるようになって、下に 5 部屋、上に 5 部屋の形です。行政書士の方にまた確認します。

議長 そこは、事務局の方で確認をしてください。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

他にないようでございます。次の 18 ページ、19 ページのNo.4 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございます。次の 20 ページ、21 ページのNo.5 について何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、一括してお諮りしたいと思います。日程第4議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請今回は5件ですが、いずれも申請のとおり許可することで、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第52号農地法第5条第1項の規定による許可申請5件については、いずれも申請のとおり許可することで決定いたしました。

次に進みます。日程第5議案第53号非農地証明願についてを議題とします。今回の申請は1件です。これは違反転用指導対象の事案になっておりますので、現地調査の報告は省略いたします。それでは事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第5議案第53号非農地証明願1件についてであります。22 ページをお開きください。No.1 についてご説明いたします。他界した父が昭和40年に土地を購入し、転用申請を知らず駐車場や資材置場として使用しており、現在に至る状態です。よろしくお願いします。

議長

今事務局の方から説明がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第5議案第53号非農地証明願1件につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第5議案第53号非農地証明願1件につきましては、申請のあったとおり非農地証明を発出することで決定をいたしました。

次に進みます。日程第6議案第54号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、今回は〇〇委員でございます。すみませんが退席をお願いします。

〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

24ページをお願いします。日程第6議案第54号11月1日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で6件10筆10,355㎡です。3番と4番は、先程1ページの日程第1報告議案第24号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の1番と2番にてご審議いただきました農地です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局の方から説明がありました。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第6議案第54号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、ただ今報告のあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第6議案第54号農用地利用集積計画書案（一括方式）6件につきましては、報告のあったとおりの内容で決定をいたしました。〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員着席後

次に進みます。日程第7議案第55号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木

野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員は、すみませんがご退席をお願いします。

〇〇、〇〇、〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

25 から 33 ページをお願いします。日程第 7 議案第 55 号 11 月 1 日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で 68 件 74 筆 51,222 m²で、新規の契約です。先程 2 ページからの日程第 2 報告議案第 25 号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。〇〇以外の借人は、借入地を全て耕作しておられます。〇〇は、今後借入地を全て耕作していただけるようお願いをしてあります。本日追加でお配りしております法人の報告も、後程いたします。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局の方から説明がありました。今回は件数が大変多ございまして、68 件 74 筆ということでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

久木山委員

ちょっといいですか。

議長

はい、どうぞ。

久木山委員

また今回〇〇が出ているんですが、実質今まで貸し借りをして、植付けもされていない土地もあるんですが、これだけ面積が増えてくると、実際作業が回るのか。

議長

そこについては、後程別紙で農地等の利用状況報告書が出されておりますので、このところで詳細に説明をしようかと考えていたんですが、今質問がありましたので、ちょっと簡単に言っておきます。今週の 24 日（火）この利用状況報告書を提出するにあたって、書類だけでは内容が理解できないということで、〇〇の従業員の方に農業委員会まで来ていただいて、私と 1 班の班長の川畑委員、3 班の班長の樋ノ口委員、3 班の推進委員の永井さんと、事務局一緒に細かく色々と

話を聞きました。一番最初に借り入れた川上地区、生福地区、芋野原地区、野草の生えている畑について、上手く利用されていない、一部しか利用されていないという現状があったということで、そういったことについて、従業員の体制がどうなっているのかについても聞き取りをしました。現在作業員は 1.5 名、中途半端な数字ですが、別な業務と兼ねているということで、今年の 12 月からは 2 名体制で圃場の牧草関係の作業に従事するということでした。機械類についても運搬車等を追加で導入して対応していくと話があったところです。川上地区等については、まだ 1 回も畑に入っていないということで、地元からも色々不満が出ているという話しも説明しまして、とにかく 1 回、秋から冬にかけて草が伸びない時期において、最低でも 1 回は畑に入ってもらって、草刈りをしてもらえるようお願いをして了解をしてもらいました。具体的に今後の作業計画等を農業委員会へも報告をして、地元の環境保全会の皆さんにも協力をしてもらって進めていくということでした。今回の件数がたくさんあがっている農地につきましては、〇〇が串木野地域から撤退する後を引き継いで、牧草生産をするという形の耕作者変更ということになっております。この分を含めると、総体の面積が 7 ha 位になる計画です。まだこれで全部じゃなくて、あと何筆かこれから手続きしないといけない分もあるようです。それと、飼養頭数については、当初 150 頭目標ということだったんですが、現在大里の池ノ原の畜舎で飼っているのが 92 頭、県内の一般農家に外部委託して飼っているのが 16 頭、合わせて 108 頭です。今対策をしている畑の面積で牧草の生産量が足るのかどうかについては、現時点では不足する分もあって、一部牧草を購入して使っているということでした。当面は、今借りている所をフルに活用して、収量の確保に努めていきたいという話しでした。ただ、将来的に大体頭数は常時 100 頭前後池ノ原の畜舎に収容するというので、現在の借りている面積の畑で牧草を生産して、当面は様子を見てみようという話しになっております。ですから農業委員会としては、事務局から話がありましたように、今後は借りている農地については、確実に利用していただくという前提でおりますので、今回の耕作者変更についてもそこらあたりを踏まえて、審議をする必要があるかという判断です。久木山委員は、いいですか。

久木山委員

農地等の利用状況報告書に、「農地として利用するため、周辺の農地への影響はありません。」と書いてありますけど、実際は利用されていないから苦情もきているわけですので、そういうところも考えながらやっていかないと、結局農業委員会が土地を斡旋したんだと言われるんであって、委員を含めて農業委員会全部が悪くなっているんですよ。今後は 1 頭あたりどれだけの量が要するのか、そういうところ

ろを計算した中で、土地の集積をやっていくのが必要なのかなと思います。それと、常時2名で作業効率はいいのか、実際植付け、管理、収穫とか色々出てくると思うんですけど、そういったところを含めて、今後土地の集積は考えていく必要があるのかと考えております。最終的には農業委員会に苦情がくるという形になると思いますので、そこは皆さん頭の中に入れておいていただきたいと思います。

議長 他に何かご質疑ございませんか。この前ヒアリングに立ち会われた農業委員、推進委員の方、何かご意見がありましたら出してください。

永井推進委員 いいですか。

議長 はい、永井委員。

永井推進委員 農地の適正利用という観点から見た時、真っ平で、動物の被害がない条件のいい所を牧草地として使うのは、本当に妥当なのかなという気がしています。今は、麦を栽培したいとか言われる方もおられるわけで、非常に広くて平らな、動物の被害のない所は、牧草以外のものを耕作できないのかと思います。もう一つは、この報告書に、「周辺の農地への影響はありません。地域の方と協力して農地を管理します。」と書いてあるんですけど、そうされていないところをこう書かれると、どうかなという気がしています。

議長 はい、外菌委員どうぞ。

外菌委員 この間触れたんですけど、事務局から連絡をしていただいて、草を払っていただいたと聞いたんですけど、農地の中だけ払って、土手が払ってなかったと聞きました。結局土手というのは、隣接する所ですよ、そこが一番、隣を作る人達には大事な所であるので、何かの機会にそこを含めて注意をしていただきたいと思います。

議長 土手の法面の草払いも、この前ヒアリングをした時にお願いをしました。今後はしていかれると思います。他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますのでお諮りします。日程第7議案第55号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出分）について、今回68件についてですが、報告のあった

とおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第7議案第55号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)68件については、報告のあったとおりの内容で決定をしました。3人の委員の方は、自席へお戻りください。

〇〇、〇〇、〇〇委員着席

松原主査

すみません。先程の5条申請のNo.3について、行政書士に確認をしましたところ、現地調査の時に間違えたそうです。10部屋が正しいそうです。

議長

以上で、議事については全て終了しました。

議事録署名委員

• _____
• _____

